

社会福祉法人東山愛光会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東山愛光会の役員等に対する報酬並びに費用弁償の額及びその支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 役員等とは、定款第5条第1項、第15条第1項及びこの規程第4条に規定する者をいう。

(報酬)

第3条 報酬の額は次のとおりとする。ただし、常勤の職員を兼ねる者には支給しない。

理事長	年額	360,000円
業務執行理事	月額	100,000円以内

2 会計年度の途中において理事長でなくなった場合の報酬額は、月割りによって計算する。この場合1月未満の端数は、1月として計算する。

3 理事長及び業務執行理事の報酬の支給にあたっては、理事長は週1日以上、業務執行理事は週2日以上の出勤を原則とする。

4 業務執行理事の報酬は理事長が定める勤務形態に応じ、支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 次に掲げる役員等は、会議等に参加したときは費用弁償として、その都度次の額を支給する。

(1) 理事及び監事	日額	7,000円
(2) 評議員	日額	4,000円
(3) 地域密着型運営推進会議委員	日額	3,000円
(4) 入所検討委員	日額	3,000円
(5) その他の委員等	日額	5,000円以内

2 役員等が会議等に参加したときは、第3条に定める報酬のほか、旅費として運賃又は車賃を支給する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月22日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。